

# 放課後等デイサービスクルハウス 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人くるくるネットの設置経営する放課後等デイサービスクルハウス（以下「事業所」という。）が行う指定放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「障害児等」という。）及び障害児に対し、適正な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 放課後等デイサービスクルハウス
- (2) 所在地 北海道室蘭市知利別町2丁目22-31

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1人（常勤職員1人）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 児童発達支援管理責任者1人（常勤職員1人 児童指導員兼務）

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定放課後等デイサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 児童指導員1人（常勤職員1人）

放課後等デイサービス計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。また、月1～2回土曜日とする。季節行

事・宿泊行事を土・日曜日に実施することもある。ただし、土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く。

(2) 営業時間：月曜から金曜日は午前11時00分から午後5時00分までとする。長期休暇・学休日は午前10時30分から午後4時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、月曜から金曜日は午前11時00分から午後5時00分までとする。長期休暇・学休日は午前10時30分から午後4時30分までとする。

(指定放課後等デイサービスの利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、10人とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、障害児（18歳未満の知的障害及び発達障害）とする

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を、1日30分以上行う。

(2) 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

(3) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(4) 健康状態の確認

(5) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

(6) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定放課後等デイサービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等を斟酌して定める額とする。但し、基準により算定した費用の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

2 その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) おやつ代 1回50円

(2) 指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通

常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前項の費用の支払いを受けた場合は、領収書を交付するものとする。
- 4 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、保護者に対して事前にサービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印または電子署名）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、室蘭市、登別市、伊達市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 障害児が指定放課後等デイサービスの提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- （1） 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第13条 指定放課後等デイサービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

（契約時の文書の交付）

第14条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定放課後等デイサービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

（サービス提供の記録）

第15条 指定放課後等デイサービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

（勤務体制の確保等）

第16条 管理者は、従業者の勤務体制を定めるものとともに、従業者の資質の向上を

図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年1回

(衛生管理)

第17条 従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

(重要事項の掲示)

第18条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第19条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第20条 指定放課後等デイサービスに関する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第21条 障害児に対するサービスの提供に対する事故が発生した場合には、速やかに北海道、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 指定放課後等デイサービス事業の提供に対する障害児の人権擁護・虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第23条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人くるくるネットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

この規程は、令和4年9月19日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月15日から施行する。

この規程は、令和6年8月31日から施行する。

この規程は、令和7年4月15日から施行する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。